

○ CCC認証から除外される品目、および自己宣言方式が選択できる品目が発表されました。

市場監督管理総局(SAMR)と中国国家認証認可監督管理委員会(CNCA)は、2018年第11号聯合公告で、CCC認証範囲から除外される品目と、自己宣言方式が選択できる品目およびその運用を発表しています。主な内容は以下の通り。

1. 一部の製品をCCC強制品目から除外する。

- ・電動工具類:6品目、AV機器類:2品目、情報技術機器類:2品目、自動車部品:4品目、電気通信端末:2品目、自動車盗難防止警報システム、無線LAN、コンクリート凍結防止剤、工業用プラグ・コンセント/機器カプラ、低圧電気器具:2品目、消防製品:3品目等、計24品目(詳細は付属文書1を参照)
- ・上記製品は2018年6月11日以降、CCC認証を実施しない。
- ・取得済の上記品目のCCC認証は、今後取り消しが行われる。

2. 一部の製品に自己宣言評価方法を追加する

- ・2018年10月1日施行
- ・指定された品目は、従来の認証機関による認証方式と、自己宣言方式のいずれかを選択可能。
- ・自己宣言プロセスA:
 - 型式試験の試験所をメーカーが選択可能。ただし、第三者試験所に対しては認定資格要件がある。
 - 適用製品:IT/AV機器で定格電圧DC5V以下、公称定格消費電力が15W(または15VA)未満で、かつ電池充電機能がない機器(クラスIII機器)
- ・自己宣言プロセスB:
 - 型式試験の試験所は、CCC指定試験所に限定する。
 - 低圧電器機器:3品目、小電力モーター、電気溶接機:15品目、モーターコンプレッサー、自動車内装品、自動車ドアロック/ヒンジ等、計22品目
- ・プロセスAの指定品目であっても、任意でプロセスBの適用を選択できる。
- ・型式試験レポート入手後、他の必要資料とあわせて、「適合性情報報告システム」への登録を行う。
- ・登録後に、個別のQRコードが表示された自己宣言書をダウンロードし、署名・捺印を行う。
- ・登録完了後にCCCマークを表示し、工場出荷・輸入・販売等が可能となる。
- ・初回登録以降、製品に変更があった場合は、「適合性情報報告システム」に変更内容を登録する。
- ・登録の有効期限は10年。期限満了後、登録情報は取り消される。
- ・登録後の市場管理はCCC認証と同様に行われ、違反の場合は登録が取り消され、公表される。

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

聯合公告 2018年第11号

強制性認証品目リスト及び実施方式の改革と調整に関する市場監督管理総局とCNCAの公告

強制性製品認証制度の改革を深めるため、市場参加者の責任を強化し、さらに制度上の取引コストを削減するため、《品質認証体系の構築と総合的品質管理の推進に関する國務院意見》(国発[2018]3号)に基づき、強制性製品認証品目リスト実施方式について、以下の改革と調整を行った:

一、一部の製品に対し、強制性製品認証管理を今後実施しない

本公告の発布日より、一部の製品に対して(付属文書1参照)強制性製品認証管理を今後実施せず、その指定認証機関は、発行された強制性製品認証証書を取り消すこと。

CNCAは、関連する認証機関及び試験所の関連強制性製品認証の指定業務範囲を取り消す。

二、一部の製品に自己宣言評価方法を追加する。

2018年10月1日より、一部の製品(付属文書2参照)に自己宣言評価方法を追加する。

関連企業は、既存の方法に従い、指定認証機関で認証を取得する方法を選択でき、また、《強制性製品認証自己宣言実施規則》(付属文書3参照)に基づき、自己宣言方式を採用して、製品が強制性製品認証の要求を満たし、製品の適合性情報の報告を完了できることを証明しても良い。

- 付属文書: 1. 強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト
 2. 自己宣言方式を適用する強制性製品認証品目リスト
 3. 強制性製品認証自己宣言実施規則

市場監督管理総局 CNCA
 2018年6月11日

記事原文はこちら (言語: 中国語)

CNCAホームページ http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201806/t20180615_56710.shtml

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 1 強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト

番号	製品名称	製品分類 コード	対応 CCC 認証 品目カテゴリー	関係する CCC 認証実施規則
1	不燃性液体電動 スプレーガン	0507	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
2	電動バサミ	0508	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
3	タップドリル	0509	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
4	電動チェーンソー	0512	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
5	電動かんな	0513	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
6	電動剪定機	0514	電動工具	CNCA-C05-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 電動工具》
7	ブラウン管 (受 像管)	0811	AV 機器	CNCA-C08-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 AV 機器》
8	アンテナブース ター	0814	AV 機器	CNCA-C08-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 AV 機器》
9	コンピュータゲ ーム機	0908	情報技術機器	CNCA-C09-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 情報技術機器》
10	学習機	0909	情報技術機器	CNCA-C09-01: 2014 《強制性製品 認証実施規則 情報技術機器》
11	オートバイ用エ ンジン	1103	自動車及び安全 付属部品	CNCA-C11-03: 2014 《強制性製品 認証実施規則 オートバイ用エ ンジン》
12	自動車用クラク ション	1106	自動車及び安全 付属部品	CNCA-C11-05: 2014 《強制性製品 認証実施規則 自動車用クラク ション》
13	自動車用ブレー キホース	1108	自動車及び安全 付属部品	CNCA-C11-06: 2014 《強制性製品 認証実施規則 自動車用ブレー キホース》
14	自動車用ガソリ ンタンク	1113	自動車及び安全 付属部品	CNCA-C11-11: 2014 《強制性製品 認証実施規則 自動車用ガソリ ンタンク》

番号	製品名称	製品分類コード	対応 CCC 認証品目カテゴリー	関係する CCC 認証実施規則
15	モデム（カード式を含む）	1601	電気通信端末設備	CNCA-C16-01：2014《強制性製品認証実施規則 電気通信端末設備》
16	ISDN 端末	1607	電気通信端末設備	CNCA-C16-01：2014《強制性製品認証実施規則 電気通信端末設備》
17	自動車盗難防止警報システム	1903	安全防犯製品	CNCA-C19-01：2014《強制性製品認証実施規則 盗難防止警報製品》
18	無線 LAN 製品	2001~2006、 2011~2043、 2090	無線 LAN 製品	CNCA-C20-01：2007《強制性製品認証実施規則 無線 LAN 製品》
19	コンクリート凍結防止剤	2103	内装塗装製品	CNCA-C21-01：2014《強制性製品認証実施規則 内装塗装製品》
	プラグ・コンセント（工業用）	0203	回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置	CNCA-C02-01：2014《強制性製品認証実施規則 回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置（電気アクセサリ）》
	機器カプラ（工業用）	0203	回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置	CNCA-C02-01：2014《強制性製品認証実施規則 回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置（電気アクセサリ）》
	建築現場用プラント（ACS）	0301	低圧電気器具	CNCA-C03-01：2014《強制性製品認証実施規則 低圧スイッチプラント機器》
	公共電力網配電設備	0301	低圧電気器具	CNCA-C03-01：2014《強制性製品認証実施規則 低圧スイッチプラント機器》
	可燃性ガス警報製品	1801	消防製品	CNCA-C18-01：2014《強制性製品認証実施規則 火災警報製品》
	電気火災監視システム	1801	消防製品	CNCA-C18-01：2014《強制性製品認証実施規則 火災警報製品》
	エアロゾル消火装置	1812	消防製品	CNCA-C18-03：2014《強制性製品認証実施規則 消火設備製品》

注：番号の付いていない製品は、CCC 品目リスト内の一種類に属する製品の一部

記事原文はこちら（言語：中国語）

CNCAホームページ

<http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201806/W020180615393958927549.docx>

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 2

自己宣言方式を適用する強制性製品認証品目リスト

調整後の方式	製品名称	製品分類コード	対応 CCC 認証品目カテゴリ	関係する CCC 認証実施規則
自己宣言プロセス A (自己選択試験所での型式試験+自己宣言)	情報技術機器、AV 機器のうち：定格電圧が 5VDC 以下、公称定格消費電力が 15W (または 15VA) 未満で、かつ電池充電機能がない機器 (クラス III 機器)		AV 機器、情報技術機器	CNCA-C08-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 AV 機器》、 CNCA-C09-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 情報技術機器》
自己宣言プロセス B (指定試験所での型式試験+自己宣言)	1. 低圧スイッチプラント機器のうち：電力スイッチプラント機器、母線幹線システム (ブスダクト)、配電盤、低圧プラント無効電力補償装置	0301	低圧電気機器	CNCA-C03-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 低圧スイッチプラント機器》
	2. 小電力モータ	0401	小電力モータ	CNCA-C04-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 小電力モータ》
	3. 小型交流アーク溶接機 4. 交流アーク溶接機 5. 直流アーク溶接機 6. TIG 溶接機 7. MIG/MAG 溶接機 8. サブマージアーク溶接機 9. プラズマアーク切断機 10. プラズマアーク溶接機 11. アーク変圧器電撃防止装置 12. 溶接ケーブル連結装置 13. 抵抗溶接機 14. ワイヤフィーダ 15. TIG 溶接トーチ 16. MIG/MAG 溶接ガン 17. 溶接棒ホルダ	0601、 0602、 0603、 0604、 0605、 0606、 0607、 0608、 0609、 0610 0611 0612、 0613、 0614、 0615	電気溶接機	CNCA-C06-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電気溶接機》

18.モーターコンプレッサ	0704	家庭用及び類似用途設備	CNCA-C07-01：2017《強制性製品認証実施規則 家庭用及び類似用途設備》
19.自動車用内装品	1111	自動車及び安全付属部品	CNCA-C11-09：2014《強制性製品認証実施規則 自動車用内装品》
20.自動車用ドアロック及びヒンジ	1112	自動車及び安全付属部品	CNCA-C11-10：2014《強制性製品認証実施規則 自動車用ドアロック及びヒンジ》

記事原文はこちら（言語：中国語）

CNCA ホームページ

<http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201806/W020180615393958926400.docx>

※ 下記は、UL Japan の参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 3

CNCA-00C-008:2018

強制性製品認証自己宣言実施規則

はじめに

品質保証制度の改革と革新を深め、認証プロセスを最適化するために、国際的な先進的適合性評価制度をベンチマーキングすることにより、企業が主要な責務を強化し、制度的取引コストを削減するよう促す。コンプライアンスリスクは基本的に制御可能であることを前提にし、認証品目リストの製品は、提供される製品が強制性製品認証の適用規格及び実施規則の関連要件を引き続き満たしていることを生産者（製造商）が自己宣言するものとする。

強制性認証自己申告に関する関連活動を規制するために、この実施規則が策定された。

製品の生産とサプライチェーンに関連する当事者は、製品の設計、製造、輸入、販売、商用利用及び適合性評価の活動は、法令及び行政規范文書の要求事項に従って実施されなければならない、提供される製品が、強制性製品認証適用規格及び実施規則の関連要件を引き続き満たすことができるようにすること。

本実施規則で使用される「自己宣言」という用語は：この実施規則の付属書 1「自己宣言プロセス A」または「自己宣言プロセス B」に従った「適合性評価＋適合性情報報告＋自己宣言」の適合性評価方法を指す。

自己宣言及び適合性情報の報告には以下の関係者：生産者（製造商）、授権代理人、生産企業、輸入業者、販売会社、商業利用者などが含まれる。

強制性認証品目リストに記載され、かつ製品が継続的に強制性製品認証の適用規格及び実施規則の関連要件を満たしていることを証明する自己宣言方式の使用が許される製品は、製品の適用規格及び関連する適合性要件（以下、製品適合性と略）評価を完了する必要があり、製品適合性情報報告及び CCC マーク表示後、工場出荷、販売、輸入または他の経営活動で使用することができる。

1 適用範囲

本規則は、強制性認証の中の自己宣言方式における製品の適合性評価に関わる定義、自己宣言プロセス、適合性情報の報告と自己宣言の要件、CCC マーク、自己選択試験所の要件、及び市場調査後の監督、関連当事者の責任及び義務を規定している。

本規則は、強制性認証品目リスト中で自己宣言方式の製品適合性証明及び CCC マーキングの採用を許可された製品に適用される。

2 定義

2.1 生産者(製造商)

生産または他社に設計・生産を委託し、その名義/商標で製品の販売を行い、製品品質の責任主体が中国国境内で登録された法人格を持つ企業であること。

2.2 授権代理人

国外の生産者(製造者)から書面による授権を受け、国外の生産者(製造業者)を代表して、CNCA 適合性情報報告システムに自己宣言を報告し、製品適合情報を報告する、中国国内に登録された法人格を持つ会社。

注: 国外の生産者は、子会社、輸入業者または販売会社を授権代理人として選ぶことができる。

2.3 生産企業

生産者から実際に製品の生産と組み立てを委託された企業。

2.4 輸入者

国外から輸入して中国市場販売する、法人格を有する中国国内企業。

2.5 販売者

製品の販売を行う、法人格を有する中国国内企業。

2.6 商業利用者

中国国内での経営活動に製品を使用する企業または個人

2.7 自己宣言プロセス

製品が本規則及び強制性認証に適用される規格及び実施規則の要件を満たしているかを判断するために用いる評価手順。

2.8 自己宣言

生産者/授権代理人は、製品が強制性認証の適用規格及び実施規則の関連要件を満たしていることを確認し約束するもの。

2.9 自己選択試験所

生産者/授権代理人が独自に選択し型式試験を行う強制性製品認証で指定されていない試験所。

注: 自己選択試験所は、生産者または生産企業が所有する試験所でも、その他の必要な設備を備えた強制性製品認証で指定されていない第三者試験所でも良い。

2.10 強制性認証要求

強制性認証関連法律法規及び対応する実装規則で明確にされている製品範囲、認証根拠等は、製品の適合性評価要件に関連する。

3 自己宣言プロセス

3.1 生産者は、製品の強制性認証に関連する要件を組み合わせ、適切な自己宣言プロセスを使用して製品の適合性評価を行う。

自己宣言方式とは、自己宣言プロセスが本実施規則で提供される自己宣言プロセス A または自己宣言プロセス B であることを指す。詳細については付属文書 1 を参照。

注 1: 生産者/授権代理人は、製品の適合性の証明として自己宣言の採用が許可されたすべての製品について、既存の方法に従って指定認証機関で認証を取得する方法も任意に選択できる。

注 2: 生産者/授権代理人は、自己宣言プロセス A の使用が許可されるすべての製品で、既存の方法に従って指定認証機関で認証を取得する方法も任意に選択でき、あるいは自己宣言プロセス B も採用できる。

3.2 自己宣言プロセス A を採用する製品は、生産者/授権代理人に、自己選択試験所で製品の型式試験の実施及び型式試験レポート発行を手配する。: 自己宣言プロセス B を採用する製品は、強制性認証指定試験所で製品型式試験を実施し、型式試験レポートを発行すること。

型式試験及びレポートは、製品の強制性認証実施規則の関連要件に従って実施すること。

3.3 生産者は技術文書を作成しなければならず、技術文書は少なくとも付属文書 2 で要求されるすべての内容を含んでいること。

3.4 生産者/授権代理人は自己宣言書に署名しなければならず、自己宣言書は少なくとも本規則の付属文書 3 で要求されるすべての内容を含むこと。

3.5 生産者/授権代理人は、自己宣言に関する情報を保管しなければならない: 必要な場合は、販売者と商業利用者也、販売/使用する製品の自己宣言情報の提供または照会を行わなければならない

3.6 生産者/授権代理人は、製品設計、技術特性、関連する強制性認証要求または自己宣言の関連情報が変更された場合、製品適合性の評価を補完し、その変更に基づいて自己宣言及び適合性情報を更新すること。

4 適合性情報の報告及び自己宣言の要求

4.1 適合性情報の報告

製品が工場出荷または輸入される前に、生産者/授権代理人は、情報報告システムに登録し、自己宣言を提出して、以下の適合性情報を提出すること。:

- a) 国内生産者の商業登録証明書;
- b) 授権代表者の商業登録証明書(国外生産者にのみ適用);
- c) 製品説明;
- d) 型式試験の根拠となる規格の情報;
- e) 型式試験レポート;
- f) 自己選択/指定試験所の情報及び関連資格の証明書(該当する場合);
- g) 工場品質保証能力自己審査報告書;
- h) 生産者/授権代表の署名済自己宣言。

自己宣言及び報告された製品名、モデル定格、生産者、生産企業、商標及びその他の情報は、実際の製品と一致していなければならない、型式試験レポートの内容でカバーされていること。

自己宣言された製品の型式試験を行い、レポートを発行する試験所(自己選択または CCC 指定試験所)は、実際の生産者/授権代理人とともに、型式試験レポート及び適合性情報報告システムにおける生産者/授権代表者の自己宣言製品の関連情報を登録し、報告しなければならない。

4.2 自己宣言の結果

適合性情報報告システムは、報告された結果に基づき、対応する QR コードを生成し、その結果を公表する。

生産者/授権代理人は、QR コードが表示された自己宣言書に署名し、製品上に CCC マークを表示する。

4.3 報告済情報の変更

生産者/授権代理人は、製品設計、技術特性、関連する強制性認証要件、またはその他の自己宣言情報が変更された場合、変更内容に応じて製品適合性の評価を補完(必要な場合)し、適合性情報報告システムの技術文書および自己宣言を更新しなければならない。

型式試験報告書の内容が変更された場合、自己宣言の型式試験およびレポート発行を担う試験所(自己選択した試験所/ CCC 指定試験所)は、実際の生産者/認定代理人とともに、適合性情報報告システムに登録し報告し、生産者/授権代理人に自己宣言された製品変更レポートを送付しなければならない。元のレポート情報が取り消されていない状況下では、変更報告は元の適合性情報を変更するためにのみ使用できる。

4.4 報告済情報の取り消し

製造者/授権代理人は、必要に応じて報告済の情報を取り消すことができ、取り消し後は、システム内で将来の参照のために元の報告された情報を保留できる。

報告された情報の有効期間は 10 年。期間満了後、システムは自動的に取り消しを行う。生産者/授権代理人は、必要に応じて関連情報を再提出することができる。

5 CCC マーク

生産者/授権代理人は、CCC マークの管理および使用が、《強制性製品認証管理規定》および《強制性製品認証マークの改革事項に関する CNCA 公告》(CNCA2018 年第 10 号公告)等の規定に沿うことを確実にしなければならない。

下記の製品に対しては、CCC マークを表示してはならない。

- a) 本規則の適用範囲内で、適合性評価を実施するための本規則の要件に従わず、自己宣言書に署名し、適合性情報を報告した製品；
- b) 適合性情報の報告後に製品を変更したが、適合性情報を更新しなかった場合；
- c) 強制性認証要件に適合していない製品；

製品が継続的に強制性製品認証の要件を満たしていることを証明する自己宣言方式の使用が許される製品は、製品適合性情報の報告を完了し CCC マークは次のように表示しなければならない。



当該製品のサイズまたは特性で CCC マークの表示ができない場合、CCC マークは、製品の最小パッケージまたは製品に添付されている文書に表示しなければならない。

6 自己選択試験所の要求

6.1 自己選択試験所の資格要件

自己選択試験所の運営は、その所在する国（地域）の法律法規に準拠すること。

生産者や生産企業などの自社試験所の運営は、GB/T 27025（またはそれに相当する ISO/IEC 17025）の規格を遵守し、CNAS（または同等の認定機関）による承認を奨励する。

中国国内で登録された第三者試験所は、検査試験機関の資格を取得していること。国外から登録した第三者試験所は、CNAS（または同等の認定機関）によって認定されていること。

6.2 自己選択試験所の能力要求

- a) 試験に関連する強制性認証適用規格（有効なバージョン）を実行する技術的能力を持たなければならない；
- b) 試験所の管理を担当する適切な人員を指定し、CCC 自己宣言方式の自己宣言プロセス A の製品型式試験の実施をサポートしなければならない；
- c) 試験所の人員は、強制性認証の適用規格の要求に従って型式試験の実施を確実にしなければならない；
- d) 型式試験の効果的な実施を確実にするために必要な技術的能力は、適時に更新されなければならない。
- e) 完全かつ正確な型式試験レポートを発行する能力を持っていないなければならない。
- f) 発行された試験レポートは、製品の一致性と適合性を管理するための生産者のニーズを満たさなければならない。
- g) 型式試験レポートをアップロードして管理し、本実施規則の要件に従って、関連する生産者/授権代理人の自己宣言製品のレポートおよび関連情報を変更できること。

7 アフターマーケット監督

7.1 CNCA は、自己宣言結果および CCC マーク使用の監督管理の組織的な実施の責任を負う。地方の認証監督管理部門は、所管区域内での自己宣言結果と CCC マークの使用について監督管理の責任を負い、本規則の規定に対する違反が発見された場合、省レベルの認証監督管理部門は、CNCA の適合性情報報告システムに、処分に関連する意見をアップロードすることが必要とされる。

7.2 以下のいずれかの状況が発生した場合、生産者/輸入業者/販売業者は、自己宣言対応製品の工場出荷、輸入、販売を停止し、リコールを行わなければならない；適合性情報報告システムは、生産者/授権代理人に関する自己宣言およびその情報を取り消し、当該生産者/授権代理人が関連する法律法規に従い、是正を完了できるまでは、新しい自己宣言情報の受理を停止する；統一社会信用制度への不信情報について記録、開示を行う；

- a) 自己宣言対応製品が、各レベルの認証監督管理部門による抜き取り検査を受け、重大な欠陥が証明され、製品安全試験項目が不合格となった場合；
- b) 自己宣言対応製品に、品質安全インシデントにつながる製品の欠陥が発見された場合；
- c) 監督抜き取り検査を受けることを拒絶した場合；
- d) 中国国内登録で、規制に準拠せずに自己宣言の CCC マークを使用した場合；
- e) 改ざんを行い、不当な手段を使用して自己宣言及び情報報告を完了させ、あるいは自己宣言結果の有効性に直接影響を与える重大な違法違反行為が他にある場合；
- f) 自己宣言と情報を取り消すべきその他の状況の場合。

7.3 以下のいずれかの状況が発生した場合、生産者/授権代理人は、関連情報の修正および更新を実装しなければならない。

必要な場合、生産者/輸入業者/販売業者/商業利用者は、関連製品の販売を停止し、リコールを行わなければならない：

- a) 工場出荷又は輸入した製品と、自己宣言に対応する製品が一致しない場合；
- b) 本規則の要求に基づいて CCC マークを正しく表示することができない場合；
- c) 本規則で要求される自己宣言書への署名が行われていない場合；
- d) 自己宣言と適合性情報報告の内容が、本規則の要件を満たしていない場合；
- e) 技術文書が提出できない、または技術文書が本規則の要件を満たしていない場合；
- f) 製品またはその包装/添付文書に、生産者および輸入業者の関連情報が表示されていない場合；
- g) 本規則のその他の管理要求を満たすことができない場合。

7.4 7.2 項に違反が発覚、または 7.3 項に 2 回の違反が発覚した生産者/輸入業者/販売業者/商業利用者に対して、CNCA はその社名と処罰結果を公表する。

8 関連当事者の義務

本規則の自己宣言方法の採用に関与する生産者（製造商）、授権代理人、販売者、輸入業者、商業利用者等は、《中華人民共和国製品品質法》等の法律法規の要件を厳格に遵守し、製品品質に関する対応責任と義務を負わなければならない。

付属文書一 自己宣言プロセス

1 自己宣言プロセス A

- 1.1 生産者は、本自己宣言プロセスの要件に従って内部品質管理を実施し、本規則の要件を満たすために製品の品質責任を確実に果たすこと；
- 1.2 製品は自己選択した試験所によって型式試験が行われて、型式試験レポートが発行され、製品が強制性認証製品適用規格の要件を満たしていることを証明する；
- 1.3 生産者は本規則の附属書 II の要件に従って技術文書を作成しなければならない；
- 1.4 生産者は、自己宣言した製品が、規則の要件および対応する製品認証実施規則の要求に従って、強制性認証の適用規格の要求を引き続き満たしていることを確実にすることを目指すべきであり、製品の特性と生産加工の特性に基づいて、工場の品質保証能力を確立し、自主検査を実施し、自主検査レポートを発行しなければならない；
- 1.5 生産者は、自己宣言された製品に CCC マークを表示しなければならない；
- 1.6 生産者/授権代理人は、具体的な製品の CCC 自己宣言書に署名し、適合性情報の報告が完了してから最低 10 年間はそれを保管しなければならない。CCC 自己宣言では、具体的な製品モデル名を指定しなければならない；
- 1.7 生産者/授権代理人は、認証監督管理部門および市場監督管理部門が要求する CCC 自己宣言および関連資料を提供しなければならない；

2 自己宣言プロセス B

- 2.1 生産者は、本自己宣言プロセスの要件に従って内部品質管理を実施し、本規則の要件を満たすために製品の品質責任を確実に果たさなければならない；
- 2.2 製品は CCC 指定試験所によって型式試験を受け、その製品が強制性認証製品の適用規格の要件を満たしていることを証明するための型式試験報告書を発行しなければならない；

- 2.3 生産者は本規則の附属書 II の要件に従って技術文書を作成しなければならない；
- 2.4 生産者は、自己宣言した製品が強制的な認証のための適用可能な基準を引き続き満たしていることを保証することを目指すべきであり、規則および対応する製品認証実施規則の要件に従って、工場の品質保証能力は、製品の特性、生産および加工の特性に基づいて確立され、自己検査され、自己検査報告書が発行されるものとする。
- 2.5 生産者は、自己宣言された製品に CCC マークを表示しなければならない；
- 2.6 生産者/授権代理人は、具体的な製品の CCC 自己宣言書に署名し、適合性情報の報告が完了してから最低 10 年間はそれを保管しなければならない。CCC 自己宣言では、具体的な製品モデル名を指定しなければならない；
- 2.7 生産者/授権代理人は、認証監督管理部門および市場監督管理部門が要求する CCC 自己宣言および関連資料を提供しなければならない；

付属文書二 技術文書

生産者は技術文書を作成すべきである。技術文書は、製品が強制的な認証要求を満たしていることを確認するのに十分であり、適切なリスク評価分析を含めるべきである。技術文書には、関連する要件を明記し、製品の設計、生産および使用に関する情報を記載しなければならない。該当する場合、技術文書には少なくとも以下が含まれていなければならない；

1. 製品の説明；
2. 製品の技術資料、例えば：設計および製造図面、重要部品リスト、回路図、構造図など；
3. 技術資料に対する説明と解釈、製品使用/操作説明；
4. 製品の強制的な認証適用規格のリスト；
5. 型式試験レポート。

付属文書三 CCC 自己宣言の内容

CCC 自己宣言 (No. xxxxxxxx)

1. 製品名称と製品カテゴリ番号
2. 製品モデル名と定格
3. 生産者の登録社名、住所
4. 授権代表(ある場合)の登録社名と住所
5. 生産企業の登録社名と住所
6. 自己宣言と適合性情報報告実施規則の名称と番号
7. 製品に適用される強制的な認証規格番号
8. 対応する型式試験レポート番号
9. 生産者または授権代表(該当する場合)が、自己宣言に対する全責任を負う旨の宣言書
10. 生産者が、授権代理人に、当該製品の適合性情報の自己宣言を提出することを委任し、自己宣言の責任を負う旨の宣言書(該当する場合)
11. その他の情報

生産者の社印

授権代表の社印(該当する場合)

(自己宣言の場所と日時)
(代表氏名、役職)(署名)

(自己宣言の場所と日時)
(代表氏名、役職)(署名)

電話：
e メールアドレス：

電話：
e メールアドレス：

記事原文はこちら (言語: 中国語)

CNCA ホームページ

<http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201806/W020180615393958921062.docx>